

## ゆとりのもりほいくえん 重要事項説明書

### 1. 施設の目的及び運営の方針

本園は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及幼児の保育事業を行うことを目的とする。

本園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）その他の関係法令及び関係条例を遵守して運営する。

#### （1）運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	株式会社ユトリ
事業者の所在地	鹿児島市中央町34-10
事業者の連絡先	099-800-8702
代表者氏名	代表取締役 上野口サリン

#### （2）施設の概要

種別	保育所							
名称	ゆとりのもりほいくえん							
所在地	鹿児島市吉野7027-1							
連絡先	（施設の電話番号）099-833-3702							
施設長氏名	末廣 真紀							
開設年月日	2025年4月1日							
利用定員	2号	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	3号	4人	4人	4人	6人	6人	6人	30人
当園の基本理念・方針	心身ともに健やかな成長を促す乳幼児期の教育・保育を行う環境を提供し、子どもの生きる力を育み、一人ひとりの自分らしさを発揮させる。保護者と共に子どもの育ちを通して成長し、支え合うコミュニティーを創造する。 一人一人を大切に、豊かな経験を通して「生きる力」の基礎を育ち、あそびを通して柔らかくたくましいからだを育てる。 子どもにとって何が良いかの視点で考え抜き、最善の環境を整える。一人ひとりの子どもの人権と自立心を尊重し、豊かな人間性を育む。							

#### （3）施設の概要

敷地	敷地全体	595.15㎡
	園庭	275㎡
園舎	構造	木造 平屋建て
	延べ	124.52㎡

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
ほふく室	1 室	13.22㎡
保育室	3 室	0歳児保育室：13.50㎡ 1歳児保育室：13.23㎡ 2-5歳児保育室：48.86㎡
幼児トイレ	1 室	幼児便座2据、小便器2据、手洗器、沐浴室
調理室	1 室	
事務所	1 室	
職員室兼医務室	1 室	
大人トイレ	1 室	

(5) 職員体制 (2026年4月1日 現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人		園務をつかさどり所属職員を監督する。
主任	1 人	1 人		保育を統括し、マネジメント業務を行う。
副主任・ 分野別リーダー	1人程度	1 人		保育を全体的に補助し、マネジメント業務を行う。
保育士	6人程度	4 人	2 人	保育計画、日案に基づきすべての子どもが充実した活動ができるよう保育を行う。
保育補助者	2人程度		2 人	保育士の業務を助け、すべての子どもが充実した活動が出来るよう保育を行う。
看護師	1人程度	1 人		子どもの健康管理と園全般の衛生管理、感染症予防対策などを行う。
事務職員	1人程度	1 人		申請、手続き、申込、電話対応などの業務を行う。
栄養士	1人程度		1 人	園児の栄養指導および管理、献立表の作成を行う。
調理員	2人程度	2 人		献立に基づく調理業務および食育に関する活動を行う。

※園児の人数等により職員数が変動する場合あり

(6) 特定教育保育を提供する日及び時間並びに提供を行わない日

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時00分～午後6時00分（11時間）
	保育短時間	午前8時30分～午後4時30分（8時間）
延長保育	保育標準時間	夕：6時00分～7時00分
	保育短時間	朝：7時00分～8時30分
		夕：4時30分～7時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）、3月31日	

(7) 利用料等（2025.4）

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）	
給食食材費	月額	5,500円程度
延長保育料	月額(保育標準時間)	3,000円
	15分当たり	100円
実費徴収	振替手数料（月額）	96円程度
	災害共掛け金 （入園時/進級時）	315円程度
	その他利用料	別表に定める

(8) 提供する特定教育・保育の内容

<p>子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。</p> <p><b>【保育について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども一人ひとりに寄り添った保育活動を行います。</li> <li>・各年齢のデイリープログラムに沿った活動の中で、縦割り保育を通して異年齢との関係性を築きます。</li> <li>・屋外での遊びや運動を中心に様々な体験を深め、五感を使って多くの体験をすることを重視します。</li> </ul> <p><b>【給食・食育について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食は自園で調理し、地産地消にこだわった食材を使用し、栄養士が考案したメニューで午後のおやつまで提供します。</li> <li>・友だちや身近なおとなと親しみをもって、楽しく食べられるようにします。</li> <li>・日常の生活、地元の食文化に密着した食育を深く考察し、実践します。</li> </ul> <p><b>【ならし保育について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初めて家庭を離れるお子様が保育園に無理なく馴染んでいただけるように、新入園児のお子様にならし保</li> </ul>
---

育を実施します。

・ならし保育は、短時間保育（2時間程度）から徐々に保育時間を延長し、1～2週間程で契約時間内の保育が行えるようにします。

#### 【食物アレルギー児の対応】

・除去食（アレルギーに該当する食品材料を除いた食事）が必要なお子様は、医師の診断を受け『血液検査結果』及び『生活管理調査票』のご提出をお願いします。

・生活管理調査票がない場合は、保護者より申し出があっても、原則として対応はできません。アレルギー発症を認めた場合は、受診をお願いしています。

・一年に1回以上の医師の診断によるアレルギー検査の実施をお願いいたします。

・除去食については、ご家庭でも同様に行われていることを前提とします。

・毎月、保護者とのアレルギー面談を行い、ご確認をいただいた後に次月の給食提供を行います。

・給食は、可能な範囲で代替品を使用していますが、アレルギー食品が複雑多様にわたる場合には、食事をご家庭よりご持参いただく場合もあります。

#### （9）年間予定

月	内容
4月	春の自然を味わう、入園式
5月	こどもの日のつどい、親子遠足、内科検診
6月	ファミリー参観、総合避難訓練、歯科検診
7月	七夕のつどい、交通安全教室、水遊び
8月	夏まつり、ナイト保育（年長児のみ）
9月	祖父母参観
10月	十五夜のつどい、芋ほり、ハロウィン
11月	秋の自然を楽しむ、やきいもパーティ、内科検診、ファミリーDay
12月	初冬の自然を楽しむ、クリスマス会
1月	初詣、たこあげ大会、ファミリー参観
2月	節分豆まき
3月	ひなまつり、お別れ遠足、卒園式

#### （10）利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

本園は、鹿児島市から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

利用者の決定	市が行う利用調整による
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む）</li> <li>・ 保護者から退園の申出があったとき</li> <li>・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき</li> <li>・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき</li> </ul>
利用に当たっての留意事項	<p>当日に欠席、又は登園が遅れることを連絡する場合は8時30分までに連絡帳アプリまたは電話でご連絡ください。</p> <p>原則として、保育時間内でのお迎えをお願いします。緊急の場合で、お迎えが遅れたり、延長保育を利用する場合には17時までにアプリまたは電話でご連絡ください。</p> <p>体調不良、熱が37.4℃ある場合は登園を控えてください。また、登園後に発熱または体調不良がある場合には、お迎えの連絡をさせていただきます。</p> <p>受け入れできない場合：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 24時間以内に下記の症状がある場合や薬を使ったとき。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（a）37.5℃以上の発熱（持病や熱性痙攣の既往があるお子様は医者の指示を仰ぐ）</li> <li>（b）解熱剤や痛み止めを使用している。</li> <li>（c）2回以上の水様便または嘔吐した場合</li> </ul> </li> <li>・ 骨折やケガなどで医師から自宅安静が必要と診断された場合。</li> <li>・ 感染症に罹患した場合。</li> </ul>

（11）嘱託医

医療機関の名称	ますみクリニック
医院長名	青山 浩一
所在地	鹿児島市明和1丁目26-7
電話番号	099-282-1586

（12）嘱託歯科医

医療機関の名称	よしむら歯科・小児歯科医院
医院長名	義村 健介
所在地	鹿児島市吉野4丁目51-5
電話番号	099-248-8563

(13) 緊急時における対応方法

1	本園の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じる。
2	保育の提供により事故が発生した場合は、鹿児島市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
3	本園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。
4	園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
5	本園は、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。
6	本園は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設け、その立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に対する具体的計画を立てる。
7	本園は、前6項の具体的計画の内容について、職員並びに園児及びその保護者に分かりやすく当該特定教育・保育施設内に掲示する。
8	本園は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に職員に周知する。
9	本園は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするように努め、当該訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回行う。

【管轄する消防署】

消防署名	吉野分遣隊
所在地	鹿児島市吉野一丁目4-10
電話番号	099-244-0119

【管轄する警察署】

警察署名	鹿児島中央警察署 吉野交番
所在地	鹿児島市吉野町2300番地1
電話番号	099-222-0110

(14) 非常災害対策

防火管理者※	末廣 真紀
消防計画届出年月日※	2025年4月1日
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器を備えています。

避難場所	吉野公園
緊急時の連絡手段	電話、連絡帳アプリでの情報提供

(15) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	川田 綾乃 新福 ゆかり	統括副施設長 主任保育士
相談・苦情解決責任者	末廣 真紀 上野 ロサリン	施設長 代表取締役
第三者委員	本田 静	099-226-8464
		鹿児島県議会議員

【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告をします。

(16) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

【独立行政法人日本スポーツ振興センター】

種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が園の管理下で生じたもので療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療保険並の療養に要する費用の4/10
疾病	その原因である事由が園の管理下で生じたもので療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの	高額医療の対象となる場合は自己負担額の1/10
障害	園の管理下の負傷または上欄の疾病が治った後に残った障害	4,000万円～88万円
死亡	園の管理下において発生した事件に起因する死亡および上欄の疾病に直接起因する死亡	3,000万円～1,500万円
	運動などの行為に起因する突然死	3,000万円～1,500万円
	運動などの行為と関係ない突然死	1,500万

【園賠償責任保険】

保険の種類	施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険
保険の内容	園施設や保育業務内で起きた怪我、物損事故等

	園内で提供した生産物(飲食物等)で誤飲、食中毒等が発生した場合は賠償保険より対応します。
保険金額	対人：1名につき最大2億円 対物：1事故につき最大200万円
事故例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 園庭のブランコの鎖が切れて園児が怪我をした</li> <li>・ 園行事の焼き芋大会で園側の不注意により、園児が転倒し火傷をした</li> <li>・ 保育者が目を離した際に、園児が食べ物等をのどにつまらせて窒息し死亡した</li> <li>・ 園の給食が原因でサルモネラ菌による食中毒が発生し、園児が入院した 等</li> </ul>

#### (17) 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

株式会社ユトリは、以下の方針に基づき、個人情報の保護に努めます。

- ・ 当法人は、個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し、実施するあらゆる事業において、個人情報を慎重に取り扱います。
- ・ 当法人は、個人情報の利用目的をできる限り特定するとともに、その利用目的の範囲でのみ個人情報を利用します。
- ・ 当法人は、個人情報を正確な状態に保つとともに、漏洩、滅失、毀損などを防止するため、適切な措置を講じます。
- ・ 当法人は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。
- ・ 当法人は、個人情報を保護するために適切な管理体制を講じるとともに、役職員の個人情報保護に関する意識啓発に努めます。
- ・ 当法人は、この方針を実行するため、個人情報保護規程を定め、これを当法人役員に周知徹底し、確実に実施します。

#### (18) 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ・ 年に1回以上、職員に対して人権擁護に関するアンケートを実施
- ・ 虐待防止・対応マニュアルの作成

##### 緊急時の対応

児童に不適切な養育の兆候が認められる場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、そして当園の通告義務に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。



## その他利用料（税別、金額の変動あり）

シール帳	390円程度
シール	270円程度
クレヨン	660円程度
自由帳	375円程度
合計	1695円程度

代金は、翌月の給食費、延長保育利用料金と一緒に請求いたします。

（引き落とし日：入園翌月20日前後）